



県章

群馬県報

平成21年
10月23日(金)
号外(第1号)

目次

ページ

条 例	ページ
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2
○群馬県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	2
○群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(同)	10
○群馬県高校生等修学支援基金条例(学事法制課)	10
○群馬県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(健康福祉課)	11
○群馬県生活福祉資金貸付事業補助条例の一部を改正する条例(同)	12
○群馬県立高齢者介護総合センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例(介護高齢課)	13
○群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例(子育て支援課)	13
○群馬県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例(薬務課)	14
○群馬県地域グリーンニューディール基金条例(環境政策課)	15
○群馬県地球温暖化防止条例(同)	16
○群馬県土壌汚染対策法関係手数料条例(環境保全課)	22
○群馬県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例(畜産課)	23
○群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築住宅課)	24
○公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(福利課)	24
○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	32
○群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例(生活環境課)	32
○群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(企業局総務課)	34
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局総務課)	35
○群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	35

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十六号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二の項上欄中(五)を(六)とし、(二)から(四)までを(三)から(五)までとし、(一)の次に次のように加える。

(二) 法第十九条の十四の二の規定による公表をすること(この項(一)に規定する指示に係るものに限る。)

別表第一の六の項上欄(五)中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同欄(六)中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同欄(七)中「第八十二条第五項」を「第四十九条第五項」に改め、同欄(八)中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同欄(九)中「第八十三条の二」を「第五十一条」に改め、同項下欄中「渋川市、館林市」を「館林市、渋川市」に改め、同表十三の項下欄中「渋川市、館林市」を「館林市、渋川市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の六の項上欄の改正規定は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

群馬県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年十月二十三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十七号

群馬県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第二条の二 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第三条第二項中「退職した者」の下に「(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)」を加える。

第五条の二第二項中「第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第七条第七項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第十一号中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第十二号中「第七条の四第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第十三号中「第七条の四第三項第一号」を「第八条第三項第一号」に改め、同項第十四号中「第七条の四第三項第二号」を「第八条第三項第二号」に改め、同項第十五号中「第七条の四第三項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、同項第十六号中「第七条の四第三項第四号」を「第八条第三項第四号」に改め、同項第十七号中「第七条の四第三項第五号」を「第八条第三項第五号」に改め、同項第十八号中「第七条の四第三項第六号」を「第八条第三項第六号」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が五年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年

以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
第六条の四第四項に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第六条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条第五項第一号中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

第八条を削る。

第七条の四の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「在職期間の計算」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条を第八条とする。

第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)」を「一般の退職手当等」に改める。

第十一条を次のように改める。

(定義)

第十一条 この条から第十八条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第十八条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

第十一条の二を削る。

第十二条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第十四条を第二十条とする。

第十三条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条に次の二項を加える。

3 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第十三条を第十九条とする。

第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十二条の次に次の六条を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する

信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せ

られた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

6 第三項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第三項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第十条の規定による退職手当の額を支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職の処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取については、群馬県行政手続条例(平成七年群馬県条例第四十四号)第三章第二節の規定の例による。

5 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第五項又は第七項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合

を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときににおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 前項の規定による意見の聴取については、群馬県行政手続条例第三章第二節の規定の例による。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。
(遺族の退職手当の返納)

第十六条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から一年以内に限り、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業

者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 前項において準用する前条第四項の規定による意見の聴取については、群馬県行政手続条例第三章第二節の規定の例による。
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職

に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)にお

いて、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項においてその例によることとされる群馬県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第五項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職

手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業手当受給手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業手当受給手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業手当受給手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基つき納付する金額は、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納

付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 前項において準用する第十五条第四項の規定による意見の聴取については、群馬県行政手続条例第三章第二節の規定の例による。

(人事委員会への諮問等)

第十八条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議する。

2 退職手当管理機関は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

附則第九項中「第十三条」を「第十九条第二項」に改める。

附則第十二項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

附則第十五項ただし書中「第十三条」を「第十九条第二項又は群馬県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年群馬県条例第六十七号。附則第十九項において「条例第六十七号」という。)第一条の規定による改正前の第十三条」に改める。

附則第十八項中「第十一条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第十九項中「第十三条」を「第十九条第二項若しくは条例第六十七号第一条の規定による改正前の第十三条」に改める。

附則第三十項中「退職した者を」を「退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を「に改める。

(知事、副知事、企業管理者、病院管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 知事、副知事、企業管理者、病院管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当に関する条例(昭和五十三年群馬県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、知事にあつては、同条例に定める退職手当管理機関は、知事とする。

(群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十二年四月一日」を「平成二十二年一月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の群馬県職員退職手当に関する条例の規定及び第二条の規定による改正後の知事、副知事、企業管理者、病院管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

3 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年群馬県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

4 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「並びに第七条の四」を「、第八条並びに第十九条第三項及び第四項」に改める。

附則第六項中「第三条第一項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第八項及び第十四項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

(群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

5 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項中「第七条の四第一項」を「第八条第一項」に改める。

(群馬県職員賞じゆつ金授与条例の一部改正)

6 群馬県職員賞じゆつ金授与条例(昭和四十三年群馬県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条」を「第二条の二第一項から第三項まで」に改める。

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十八号

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年群馬県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「、第四十六条及び第四十六条の二(船員である職員に関する部分に限る。)」を「及び第四十六条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

群馬県高校生等修学支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十三日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十九号

群馬県高校生等修学支援基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県高校生等修学支援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒の教育機会の確保を図るため、群馬県高校生等修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。